

貯血式自己血輸血管理体制加算と学会認定・自己血輸血責任医師制度について

学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会

協議会会長 脇本 信博

協議会委員 面川 進, 安村 敏, 熊川 みどり

松崎 浩史, 小松 久美子

顧問 高橋 孝喜, 大戸 斉

平成 26 年度保険改定で「貯血式自己血輸血管理体制加算」が新規収載されたことに鑑み、日本自己血輸血学会は当局と相談の上、学会認定・自己血輸血責任医師制度を整備しました。貯血式自己血輸血は医師、看護師、検査技師の 3 者が協力し、「日本自己血輸血学会貯血式自己血輸血実施指針（2014）」を遵守し、適正に行うことが必要です。

医師採血の場合、医師は自己血輸血全体の管理を行い、看護師は採血時の介助と看護、返血時の管理を行う。一方、看護師採血の場合、医師は自己血輸血全体の管理とともに採血の指導監督および有害事象への対応が求められます。看護師は複数人で採血を行うとともに返血時の管理も必要です。

本項では 1. 貯血式自己血輸血管理体制加算の概要、2. 貯血式自己血輸血管理体制加算 算定可能な施設条件、3. 学会認定・自己血輸血責任医師制度（申請資格、申請方法、認定期間など）について解説します。

1. 貯血式自己血輸血管理体制加算の概要

貯血式自己血輸血管理体制加算に関する告示・通知

K 9 2 0－2 輸血管理料

1 輸血管理料Ⅰ 220 点

2 輸血管理料Ⅱ 110 点

注 3

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において貯血式自己血輸血を実施した場合は、貯血式自己血輸血管理体制加算として、50 点を所定点数に加算する。

4 貯血式自己血輸血管理体制加算の施設基準

(1) 関係学会から示されている指針に基づき、貯血式自己血輸血が十分な体制のもとに適正に管理及び保存されていること。

(2) 関係学会から示された指針の要件を満たし、その旨が登録されている常勤の医師が 1 名以上配置されていること。

5 輸血管理料の届出に関する事項

輸血管理料Ⅰ、Ⅱ、輸血適正使用加算及び貯血式自己血輸血管理体制加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 73 を用いること（筆者注：次頁に添付）。

「11」自己血輸血に関する常勤の責任医師の氏名

記載上の注意 4

「11」については自己血輸血に関する常勤責任医師の認定証の写しを添付すること

様式 73 輸血管理料、輸血適正使用加算及び貯血式自己血輸血管理体制加算の施設基準に係る届出（報告）書添付書類

記載上の注意 4

「11」については自己血輸血に関する常勤責任医師の認定証の写しを添付すること

様式 73

輸血管理料、輸血適正使用加算及び貯血式自己血輸血管理体制加算の施設基準に係る届出（報告）書添付書類

1 届出する区分 (該当するものそれぞれに○を付すこと)	輸血管理料Ⅰ ・ 輸血管理料Ⅱ ・ 輸血適正使用加算 ・ 貯血式自己血輸血管理体制加算	
2 輸血部門における（専任）常勤医師の氏名		
3 輸血部門における常勤臨床検査技師の氏名等		
氏 名		
		専任 ・ 専従
		専任 ・ 専従
		専任 ・ 専従
4 輸血部門における臨床検査技師の勤務状況		
日勤 名、 当直 名		
5 輸血部門における輸血用血液製剤等の管理状況		
輸血用血液製剤の一元管理	実施している ・ 実施していない	
アルブミン製剤の一元管理	実施している ・ 実施していない	
6 輸血用血液検査を常時実施できる体制	あり ・ なし	
7 輸血療法委員会の開催状況及び取組状況		
年間開催回数	回 / 年	
取組内容		
8 輸血に係る副作用監視体制		
輸血前後の感染症検査	実施している ・ 実施していない	
輸血前の検体の保存	保存している ・ 保存していない	
9 「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の遵守状況		
遵守している ・ 遵守していない		
10 新鮮凍結血漿、赤血球濃厚液及びアルブミン製剤の使用状況		
①赤血球濃厚液（MAP）の使用量	①	単位
②新鮮凍結血漿（FFP）の全使用量	②	単位
③血漿交換療法における新鮮凍結血漿（FFP）の使用量	③	単位
④アルブミン製剤の使用量	④	単位
FFP／MAP比 (② - ③ / 2) / ① =		
アルブミン／MAP比 ④ / ① =		
11 自己血輸血に関する常勤責任医師の氏名		

2. 貯血式自己血輸血管理体制加算 算定可能な施設条件

日本自己血輸血学会 貯血式自己血輸血実施指針（2014）を遵守していること。すなわち、学会認定・自己血輸血責任医師と学会認定・自己血輸血看護師が必要である。

重要な注意：施設内に現在活動している学会認定・自己血輸血看護師がいない場合には、申し込んでも学会認定・自己血輸血責任医師として認定できません。学会認定・自己血輸血看護師を取得後に申し込みください。

3. 学会認定・自己血輸血責任医師制度について

1) 学会認定・自己血輸血責任医師の申請資格

医師採血、看護師採血のいずれの場合にも必要な条件

- 日本自己血輸血学会または日本輸血・細胞治療学会の会員であること。
- 自己血輸血の適応を決定していること。
- 自己血採血日の患者の全身状態チェックと採血の可否を決定していること（学会認定・自己血輸血責任医師から指導を受ける医師が行ってもよい）。
- 貯血式自己血輸血に関する全般的な事項（採血方法・合併症対策・保管管理・返血・エリスロポエチンの適応など）を管理していること。
- 日本自己血輸血学会教育セミナーまたは学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会指定セミナーあるいは日本自己血輸血学会学術総会または日本輸血・細胞治療学会総会（秋季シンポジウムを含む）に1回以上参加し、受講証明書あるいは（学術）総会参加証のいずれかを1部以上保有すること（2009年以降のものに限る）。
- 受講証明書あるいは（学術）総会参加証の代用としての論文
2009年以降に筆頭著者としての自己血輸血関係の論文（原著論文・症例報告・総説・その他）が日本自己血輸血学会会誌「自己血輸血」あるいは日本輸血細胞治療学会誌など査読によって論文の採否を決めている学会誌に掲載され別刷を提出する場合は、上記の受講証明書あるいは（学術）総会参加証の代用とすることができる。

医師採血の場合に必要な追加条件

- VVR対応マニュアルを整備し、関係者に周知していること。
看護師は採血時の介助・看護、返血時の管理を行う必要がある。

看護師採血の場合に必要な追加条件

- 採血・返血・保管を管理し、看護師を教育・指導していること。
- VVRへの看護師初期対応マニュアルを整備していること。
- 自己血採血時には所在を明らかにしていること（手術室は不可）。
- VVRなど有害事象発生現場へ可及的速やかに（1分以内）参加し、治療をおこなっていること。

2) 学会認定・自己血輸血責任医師の申請方法

- 学会認定・自己血輸血責任医師申請者は登録料 3,000 円（作成実費・郵送料）を下記・看護師制度協議会口座へ振込
- 別掲の「様式 3-1～3-4」と 3,000 円の振込用紙控え（ご利用明細書）を「学会認定・自己血輸血 医師看護師制度協議会事務局」へ書留で郵送する。
様式 3-1～3-4 は<http://www.jsat.jp/jsat_web/download/gakkainintei.html>からダウンロード可能である。
- 書類審査の上、審査合格者には概ね 2～3 週間以内に「学会認定・自己血輸血責任医師認定証」を郵送する。
- 振込費用は申請者が負担ください。また、領収書は発行しませんので振込用紙控え（ご利用明細書）を代用ください。
- 一旦お振込みいただいた登録料は返金しません。ご了承ください。

書類提出先・質問問い合わせ先

電話でのお問い合わせは固くご遠慮願います。

〒173-8605 板橋区加賀 2-11-1

帝京大学医学部整形外科内

学会認定・自己血輸血 医師看護師制度協議会事務局

E-mail : info@jsat.jp, Fax : 03-5375-6864

振込口座：看護師制度協議会口座

銀行名：三菱東京 UFJ 銀行

店名：本店（店番 001）

口座：普通

口座番号：0116790

口座名：「学会認定・自己血輸血看護師制度協議会 松崎 浩史

（ガッカイニンテイ ジョケツケツカンゴシセイキョウギカイ マツザキ コウジ）」

注意：振込時は申請者の氏名のみ記載ください。

日本自己血輸血学会口座と違うのでご注意ください。

3) 以前、旧申請書を提出された方へのご注意

- すでに旧申請書を提出した方で 2,000 円を振り込んだ方は、追加の振込および「様式 3-4」の提出は不要である。
「様式 3-1～3-3」は書留で送付ください。
- すでに申請いただいた方でも証明書発行費用を振り込んでいない方で学会認定・自己血輸血責任医師の認定証ご希望の方は、前述の「様式 3-1～3-3」および登録料 3,000 円の振込用紙控え（ご利用明細書）を書留で送付ください。

4) 学会認定・自己血輸血責任医師の認定期間と更新

- 学会認定・自己血輸血責任医師は5年ごとに更新する（更新申請書は2014年10月末に日本自己血輸血学会ホームページへ掲載予定）。
- 認定期間中に、日本自己血輸血学会教育セミナーまたは学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会指定セミナーあるいは日本自己血輸血学会学術総会または日本輸血・細胞治療学会総会（秋季シンポジウムを含む）のいずれかに2回以上参加し、受講証明書あるいは（学術）総会参加証のいずれかを2部以上保有すること。
- 受講証明書あるいは（学術）総会参加証の代用としての論文
認定期間中に、筆頭著者としての自己血輸血関係の論文（原著論文・症例報告・総説・その他）が、日本自己血輸血学会会誌「自己血輸血」あるいは日本輸血細胞治療学会誌など査読によって論文の採否を決めている学会誌に掲載されている場合は、論文1編を上記の受講証明書あるいは（学術）総会参加証の1部として代用することができる（論文が2部・2編以上ある場合は受講証明書または（学術）総会参加証は不要）。
- 認定更新時に下記の書類を提出する。
 - (1) 認定更新申請書
 - (2) 日本自己血輸血学会教育セミナーまたは学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会指定セミナーの受講証明書の写しあるいは日本自己血輸血学会学術総会または日本輸血・細胞治療学会総会の参加証の写し2部（参加証は名前欄のないもの、および領収書部分のみのものは認めない。）
 - (3) 日本自己血輸血学会学術誌「自己血輸血」あるいは日本輸血細胞治療学会誌など査読によって論文の採否を決めている学会誌に掲載されている自己血輸血関係の論文（原著論文・症例報告・総説・その他）の別刷り